

広島県選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項
第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第十九条の二第一
項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年七月二十四日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
浦山 寧子	浦山やすこワクワク応援団	6.1.1
新家 良和	新家良和後援会	6.4.30
石橋 竜史	石橋りゅうじ後援会	6.5.2
熊谷 寿人	熊谷寿人後援会	6.8.31
児玉 利典	こだま利典後援会	6.10.1
芦田 宏治	芦田宏治後援会	6.12.31
宇江田 豊彦	うえだ豊彦後援会	6.12.31
木野山 孝志	木野山孝志後援会	6.12.31
伊井 啓太	伊井けいた後援会	7.1.1
黒木 靖治	くろ木せいじ後援会	7.1.28
塚本 裕三	塚本裕三後援会	7.1.28
豊島 岩白	豊島岩白後援会	7.3.26
夏野 清隆	確かな未来を創る会	7.3.31
赤木 忠徳	赤木忠徳後援会	7.4.17
宮 政利	宮政利後援会	7.4.29